

別表（第3条関係）

事業名	事業内容	対象経費	補助金額等
ソフト事業			
プラン創出事業	地域資源を活用した新商品、新サービスの開発に係るビジネスプラン創出に向けた調査・研究の取り組みで、将来事業化等の見通しのあるもの	専門家謝金、専門家旅費、旅費（補助対象経費の1/2を超えないもの）、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、会場借上料、消耗品費、原材料費、その他町長が特に必要と認めた経費（食糧費等の個人消費的経費、常用雇用者に係る人件費を除く）	補助対象経費の10分の8以内とし、限度額は、30万円とする。
事業化推進事業	地域資源を活用した新商品、新サービスの開発から販路開拓までの事業化に向けた一連の取り組みで、将来事業化等の見通しのあるもの	上記（プラン創出事業）の補助対象経費、外注加工費、試験（検査）依頼費、市場調査費、委託費（補助対象経費の1/2を超えないもの）、その他町長が特に必要と認めた経費（食糧費等の個人消費的経費、常用雇用者に係る人件費を除く）	補助対象経費の10分の8以内とし、限度額は、100万円とする。町長が特に認めた場合、最大2カ年継続しての申請を認める。
ブランド化推進事業	地域資源を活用した既存商品の付加価値を高める調査・研究、販路拡大に向けた一連の取り組みで、将来事業化等の見通しのあるもの		
ハード事業			
商品開発推進事業	地域資源を活用した新商品の開発や既存商品のブランド化のために必要な、設備・備品の導入事業 事業完了後1年以内に、補助対象として導入する設備等を利用し生産された商品を販売する見通しのあるもの	新商品の開発や既存商品の付加価値を高めるために必要な、器具・機械の購入経費（既存の器具・機械の更新を除く） ※器具・機械は耐用年数が概ね5年以上のもの	補助対象経費の2分の1以内とし、上限額100万円、下限額10万円とする。
新分野進出事業			
調査研究事業	現に事業活動を行っている事業者が、経営基盤強化のため、町内で新たな分野での事業展開に向けて取り組む調査・研究で、将来事業化等の見通しのあるもの	専門家謝金、専門家旅費、旅費（補助対象経費の1/2を超えないもの）、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、会場借上料、消耗品費、原材料費、その他町長が特に必要と認めた経費（食糧費等の個人消費的経費、常用雇用者に係る人件費を除く）	補助対象経費の10分の8以内とし、限度額は、30万円とする。

備考

- 1 補助対象経費につき、国、地方公共団体又は公共的団体等から助成を受けるときは、当該補助金額を補助対象経費から控除する。
- 2 同一年度に上記事業区分を重複して申請することができるものとする。
- 3 ただし、過去に交付を受けた同一事業への申請はできないものとする。
- 4 上士幌町農林商工等連携促進補助金交付要綱（平成21年7月15日施行）に基づき補助金の交付を受けた者は、この要綱に基づく同種の補助金の申請はできないものとする。
- 5 次の経費は、補助対象費とすることができない。
 - (1) 土地及び建物の購入費
 - (2) 光熱水費等、通常の運営費とみなされる経費
 - (3) 食糧費、接待費、会食費等
 - (4) 人件費
 - (5) パソコン、デジカメ等の日常使用する汎用物品
 - (6) 消費税、地方消費税
 - (7) その他町長が補助に適さないと認めた経費